

社会福祉法人 ほっと福祉会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほっと福祉会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任したものに限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、統合各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表3に定める算式により算出される額。

ただし、施設職員を兼務する常勤役員は、給与規定に基づいて給与・賞与・退職金を支給し、この規程は適用しない。なお、役員兼務手当として月額20,000円を支給する。

- 2 非常勤役員のうちで評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき10,000円とする
- 3 非常勤役員のうちで理事及び監事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき10,000円とする

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（その日が日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2ヶ月以内

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、評議員会又は理事会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した場合は、月の中途から就任した月から報酬を支給する。

2 常勤の役員が月の中途で退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(改正)

第6条 この規程の施行に関し、別表第1における報酬額等は、理事長が評議員会に提案し、評議員会の議決によることとする。ただし、来年度予算を勘案して、予算執行状況により提案できないことが考えられる場合、評議員会の議決により理事長報酬として100,000円を支給する。

別表第1 (第3条関係)

理事長 評議員会において議決された額

* 理事長の職務内容は、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた場合であり、継続かつ定期的に就業することを勘案し、報酬基準表により報酬の基本額を定める。

報酬基準表

週平均1日従事の場合	月額100,000円
週平均2日従事の場合	月額150,000円以内
週平均3日従事の場合	月額200,000円以内
週平均4日従事の場合	月額300,000円以内

別表第2 (第3条関係)

6月の賞与 : 報酬月額 X 1.4

12月の賞与 : 報酬月額 X 1.6

別表第3 (第3条関係)

法人が外部退職者年金組合等に参加することにより、退職金の支払いを行う。

ただし、当分退職金は支払わないこととする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。